

6 東日本大震災に関連した自殺を防止するための取組の一層の推進

勸 告	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>(被災地における自殺予防対策に係る課題等)</p> <p>平成 24 年 3 月に内閣府及び警察庁が公表した「平成 23 年中における自殺の状況」によれば、平成 23 年中の自殺者で原因・動機が特定できた者のうち、うつ病等の精神疾患を原因・動機とする者が 4 割に上っている。</p> <p>また、厚生労働科学研究においては、被災者の心理的反応として、被災から数か月後から数年の時期に、PTSD の遷延化、震災ストレスからくる抑うつや不安障害等の症状がみられるとされており、また、阪神・淡路大震災後 7 年が経過した時点で、自宅が全壊し復興住宅に暮らす被災高齢者のうち約 2,000 人、被災児童等約 3,100 人に PTSD の遷延化がみられたとの報告もある。</p> <p>これらのことを踏まえると、現在進められている復旧・復興への過程で、被災者の孤独や不安の増大等により自殺者が増加する可能性も指摘されており、仮設住宅入居者や在宅被災者に対する長期的な心の健康を維持するための取組が求められている。</p> <p>また、東日本大震災の発生を受け、被災地方公共団体の職員が被災者を支援する業務に従事しているのを始め、全国の地方公共団体の職員、警察職員、消防職員、自衛隊員、海上保安庁職員など多くの者が被災地に派遣され、被災者を支援する業務に従事しているが、これら被災者を支援する業務に従事する者についても、精神面でのケアが必要である状況がみられ、被災者と同様、長期的・継続的な心の健康を維持するための取組を行うことが求められている。</p>	<p>表 6-①</p>
<p>【調査結果】</p> <p>(1) 東日本大震災の被災者の自殺予防対策に関する取組状況等</p> <p>今回、東日本大震災の発生を受けた国、地方公共団体、民間団体における自殺予防対策の取組状況等について調査したところ、以下のような状況となっている。</p> <p>ア 国における被災者の自殺予防対策の取組状況等</p>	
<p>内閣府が平成 23 年 6 月以降実施している東日本大震災に関連する自殺の実態把握の結果によれば、平成 23 年 6 月から 24 年 3 月までの震災に関連する自殺者数の累計は 61 人に及んでおり、毎月継続的に自殺者が発生している状況となっている。</p>	<p>表 6-(1)-①</p>
<p>また、厚生労働省が実施した「東日本大震災被災者の健康状態に関する調査」によれば、宮城県の各地で約 4 割の住民が睡眠障害の疑いがあることや、一般の人に比べ、不安や抑うつ症状が認められる割合が高くなっているという結果が出ている。</p>	<p>表 6-(1)-②</p>
<p>このような中、関係府省においては、東日本大震災の被災者の心の健康の維持に関する施策として、5 府省において 21 施策(平成 23 年度予算額：</p>	<p>表 6-(1)-③</p>

約 127 億円) が実施されており、その主なものは以下のとおりである。

- i) 内閣府では、各都道府県自殺対策主管課に対し、「東日本大震災に係る地域自殺対策緊急強化基金の活用について」(平成 23 年 4 月 6 日付け内閣府自殺対策推進室事務連絡)を発出し、不要不急の事業は再度見直した上で、被災者支援に対する基金の活用を幅広く検討するよう依頼している(基金による事業は、内閣府交付分が平成 24 年度末まで、厚生労働省交付分が 23 年度末まで)。
- ii) 文部科学省では、東日本大震災において被災した幼児児童生徒等の心の健康を維持するための取組の充実を図るため、全額国庫負担の「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」(平成 23 年度第 1 次及び第 3 次補正予算計 33 億 6,600 万円)を実施している(平成 24 年度も引き続き実施)。
- iii) 厚生労働省では、「心のケアチーム」の被災県への派遣が平成 23 年度までとなることから、継続的に被災者への心の健康を維持するための取組を行うため、被災県に心の健康を維持するための取組及び精神医療を行うチームを配置し、被災者の精神保健面での支援を実施している(平成 23 年度及び 24 年度で実施予定)。

表 6-(1)-④

表 6-(1)-⑤

イ 被災県における被災者の自殺予防対策の取組状況等

今回、東日本大震災の被災県における自殺予防対策の取組状況等を調査した結果、以下のとおり、被災者に対する支援に係る今後の課題等がみられた。

表 6-(1)-⑥

(ア) 岩手県における被災者の自殺予防対策の取組状況及び課題等

岩手県では、平成 23 年 9 月、被災者に対する長期的・継続的な心の健康を維持するための取組を行うための相談・診察の拠点として、県内 7 市町村に「震災こころの相談室」を設置した。同県では、今後の同相談室の運営に当たり、①精神科医、臨床心理士等心の健康を維持するための取組を行う専門家が不足しており、これら専門家の長期的・継続的な確保が困難であること、②同相談室が有する診療機能の運営経費の手当ての見込みが立たないことが課題としている。

(イ) 宮城県における被災者の自殺予防対策の取組状況及び課題等

宮城県では、平成 23 年度に予定していた基金を活用した事業のうち、市町村及び民間団体等に対して補助を行う事業以外のものは取りやめ、被災者支援のための財源として活用することとし、在宅で避難している者への訪問支援を実施している。平成 23 年 12 月には、仮設住宅入居者や在宅被災者に対する長期的な心の健康を維持するための取組を総合的に行うための拠点として、「みやぎ心のケアセンター」を設置するとともに、平成 24 年度には沿岸地域に「地域心のケアセンター」を設置して 5 年から 10 年程度まで被災者支援を継続することを予定しているが、精神科医、臨床心理士等心の健康を維持するための取組を行う専門職の長期

<p>的・継続的な確保が課題としている。</p> <p>このような被災県における今後の課題等への対応として、厚生労働省は、上記アのとおり、平成24年度までの間、被災地に心の健康を維持するための取組及び精神医療を行うチームを配置することとし、平成23年度第3次補正予算において、そのための経費28億3,300万円を措置しているが、被災者の心の健康を維持するための取組については更に中長期的な対応が求められる。</p> <p>また、当省が調査を実施した被災県以外の地方公共団体からも、長期的な被災者支援のための国からの支援等を求める意見等があり、その中には、①被災者の心の健康を維持するための取組を行うための専門家（看護師、保健師、臨床心理士等）の配置が必要とするもの（2件）、②被災者の心の健康を維持するための取組を行うための拠点の運営等に係る事業のための継続的な財政的支援が必要とするもの（2件）などがみられた。</p> <p>なお、今回当省が調査した自殺に関する相談事業を行う民間団体の中にも、以下のとおり、東日本大震災の被災者を支援するための取組を実施しているものがみられた。</p> <p>i) 平成23年3月28日から4月9日までの2週間、被災4県（岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）からだけの相談をフリーダイヤルで受け付ける「震災ダイヤル」を実施した。また、平成23年9月11日から2年間の計画で、「第二次震災ダイヤル」を実施している。</p> <p>ii) 東日本大震災による被災者を支援する取組として、移動式のカフェを開設し、被災地を巡回して被災者に対する傾聴活動を実施している。</p>	<p>表6-(1)-⑤ (再掲)</p> <p>表6-(1)-⑦-i、 ii</p> <p>表6-(1)-⑧</p>
<p>(2) 東日本大震災の被災者を支援する業務に従事する者の心の健康を維持するための取組の実施状況</p> <p>東日本大震災の発生を受け、被災地方公共団体の職員を始め、全国の地方公共団体の職員、警察職員、消防職団員、自衛隊員、海上保安庁職員など多くの者が、被災地において被災者を支援する業務に従事している。</p> <p>このような中、以下のとおり、関係機関等による調査等において、被災地において被災者を支援する業務に従事している者も精神的に大きな影響を受けているとの結果が出ているなど、被災者と同様に精神面でのケアが必要となっている状況がみられる。</p> <p>i) 警察庁では、被災3県（岩手県、宮城県及び福島県）の警察職員を対象として、平成23年4月から5月及び平成24年1月から2月までの間の2回、問診票による確認を行った結果、第1回で回答があった7,750人のうち、587人(7.6%)、第2回で回答があった9,847人のうち、408人(4.1%)の警察職員が、強いストレスの反応を示していたとの結果が出ている。そ</p>	<p>表6-①(再掲)</p> <p>表6-(2)-①～④</p>

の結果、高リスクのおそれのある警察職員に対しては、臨床心理士等によるカウンセリング等の対応が行われている。

- ii) 総務省消防庁が被災地（宮古市、釜石市、気仙沼市、石巻市及びいわき市）の沿岸部を担当した消防団の分団に属する消防団員を対象として実施した「東日本大震災における消防団員の活動等に関する調査結果＜団員向けアンケート＞」（平成23年12月）の結果によれば、アンケートに回答した消防団員471人のうち、ストレスやショックを感じたと回答した者は400人（84.9%）に上り、このうち356人（89.0%）がストレスやショックへの対策を何も行っていない状況となっている。
- iii) 海上保安庁では、第二管区海上保安本部管内に勤務する海上保安庁職員及び被災地に派遣された海上保安庁職員を対象として、発災1週間後及び1カ月後に惨事ストレスチェックを実施したところ、1週間後では回答者1,694人中約9.4%の職員が、1カ月後では回答者2,261人中約4.5%の職員が、心的外傷性ストレス症状高危険者であるという結果が出ている。これら職員に対して、海上保安庁惨事ストレスアドバイザー（臨床心理士）を派遣するなどして個別カウンセリングを実施している。
- iv) 防衛省では、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊それぞれにおいて、東日本大震災の被災地に派遣され帰隊した隊員等を対象として、精神障害に関するスクリーニングを実施した結果、①陸上自衛隊において、回答者5万8,050人のうち、PTSDの原因となるトラウマ症状の高リスク者が約3.3%、うつ病等の高リスク者が約2.2%、②海上自衛隊において、回答者6,112人のうち、PTSDの原因となるトラウマ症状の高リスク者が約4.3%、③航空自衛隊において、PTSDの原因となるトラウマ症状の高リスク者が回答者3,319人のうち約7.5%、うつ病等の高リスク者が回答者2,829人のうち約6.5%みられたとの結果が出ている。その結果、問題があるおそれがある隊員に対しては、臨床心理士等によるカウンセリング等の対応が行われている。
- v) 京都府では、平成23年4月12日から同年7月26日までの間、東日本大震災の被災地（福島県）に「心のケアチーム」を派遣しているが、同チームで派遣された医師、精神保健福祉士、臨床心理士等が派遣期間中に診療・相談を行った被災市町村職員73名のうち、ストレス関連疾患と診断された職員は30人（41.1%）（反応性抑うつ状態の者が15名（20.5%）、神経症圏（不安障害など）の者が15名（20.5%））に上ったとの結果が出ている。

また、今回調査した関係府省及び地方公共団体の中には、以下のとおり、被災者を支援する業務に従事している者の心の健康を維持するための独自の取組を実施している例がみられた。

- i) 総務省消防庁では、消防職員の惨事ストレスをケアすることを目的として平成15年2月に創設した、精神科医等の専門家で構成される「緊急時メ

ンタルサポートチーム」を、東日本大震災の被災地に派遣し、被災地の消防職団員を対象として、惨事ストレスの講義及び個別面談を実施している。

ii) 徳島県では、東日本大震災の被災地に災害支援チームとして派遣する県職員等の心の健康の維持を目的として、ストレスチェック及びストレスへの対処法等を記載したリーフレット「災害支援のために派遣される方へ」を作成し、派遣職員等に配布している。

以上のとおり、東日本大震災の発生を受けて、国、地方公共団体及び民間団体では、それぞれの立場で被災者及び被災者を支援する業務に従事している者の心の健康を維持するための取組を行っているが、それらの者が受けている精神的な影響等の状況や症状等については、一部調査等がなされているものの、その実態は不明の部分も多いものと考えられる。

今後、東日本大震災に関連する自殺者が増加する可能性も指摘されていることから、被災者及び被災者を支援する業務に従事している者の心の健康を維持するための取組については、自殺予防対策における重要な取組として長期的・継続的に実施していく必要があると考えられる。

【所見】

したがって、内閣府は、関係府省と連携を図り、東日本大震災の被災者及び被災者を支援する業務に従事する者の精神的負担や症状等に関する実態を把握するとともに、これらの者の心の健康を維持するための長期的・継続的な取組を推進する必要がある。

また、上記の指摘については、大綱に盛り込んで推進する必要がある。

表6-① 東日本大震災の被災者を支援する業務に従事する者の主な派遣等実績

(単位:人)

関係府省名	派遣職員等	延べ派遣人員	備考
警察庁	都道府県警察職員	約87万8,500	平成24年1月27日現在
総務省	地方公共団体の消防職員	121,071	平成23年3月11日～6月6日
厚生労働省	医療チーム	12,385	平成24年3月22日現在
	薬剤師	1,915	平成23年8月5日現在
	看護師	1,394	平成23年8月2日現在
	歯科医師等	307	平成23年8月5日現在
	理学療法士等	223	平成23年10月7日現在
	保健医療の有資格者等(公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等)	11,267	平成24年3月23日現在
	心のケアチーム	3,498	平成24年3月23日現在
	被ばく不安解消のためのスクリーニング対応医師等	421	平成23年9月2日現在
	厚生労働省職員等	4,531	平成24年3月23日現在
海上保安庁	特殊救難隊、機動救難士及び機動防除隊	2,492	その他巡視船艇等13,434隻、航空機4,108機を派遣 平成24年3月11日現在
防衛省	自衛隊員	約1,058万	大規模震災災害派遣 平成23年3月11日～8月31日
		約8万	原子力災害派遣 平成23年3月11日～12月26日

(注) 関係府省の公表資料等に基づき当省が作成した。

表6-(1)-① 東日本大震災に関連する自殺の実態把握について

1 定義

「東日本大震災に関連する自殺」とは、(1)から(5)のいずれかの要件に該当する自殺をいう。

- (1) 遺体の発見地が、避難所、仮設住宅又は遺体安置所であるもの。
- (2) 自殺者が避難所又は仮設住宅に居住していた者であることが遺族等の供述その他により判明したもの。
- (3) 自殺者が被災地（東京電力福島第一原子力発電所事故の避難区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域を含む。）から避難してきた者であることが遺族等の供述その他により判明したもの。
- (4) 自殺者の住居（居住地域）、職場等が地震又は津波により甚大な被害を受けたことが遺族等の供述その他により判明したもの。
- (5) その他、自殺の「原因・動機」が、東日本大震災の直接の影響によるものであることが遺族等の供述その他により判明したもの。

例えば、① 遺書等に東日本大震災があったために自殺するとの記述があった場合

② 生前、遺族等に対し、東日本大震災があったため自殺したい旨の発言があった場合

2 実施開始時期

平成23年6月分の自殺原票データより実施する。

東日本大震災に関連する自殺者数の推移

(単位：人)

地方公共団体名	平成23年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
岩手県	3	2	2	3	2	3	2	1	0	2
宮城県	8	4	1	3	3	2	1	0	0	0
福島県	2	3	1	0	0	1	3	0	1	2
茨城県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	16	11	5	6	5	6	6	1	1	4
累計	16	27	32	38	43	49	55	56	57	61

(注) 1 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

2 自殺者数については、発見地を基に、自殺死体発見時点で計上している。

(注)「東日本大震災に関連する自殺の実態把握について」(平成23年6月15日内閣府自殺対策推進室、内閣府経済社会総合研究所自殺分析班、警察庁、厚生労働省)に基づき当省が作成した。

表6-(1)-② 東日本大震災被災者の健康状態に関する調査研究「石巻市雄勝・牡鹿地区の被災者の健康状態」の調査結果の概要

1 調査の目的
宮城県内の被災者を対象に、健康状態について長期間追跡調査を行い、被災者の健康管理ならびに今後の災害対策の立案に活用する。
2 調査対象・方法
石巻市雄勝・牡鹿地区の被災者計 3,009 人のうち、血液検査、血圧測定などを受診し、アンケート調査に回答した 1,399 人について集計
3 調査期間
平成 23 年 6 月～8 月
4 調査結果
(1) 健康診断の結果
健康診断(※)の結果、被災者の状態は、一般の人と比べて異常値の出現頻度に特段の特徴はなく、身体的な健康は保たれていた。
※ 健康診断：血圧、尿検査、血液検査(赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、HbA1c、総コレステロール、肝機能、クレアチニン、尿素窒素)、聴診(心音)、身体測定、握力測定
(2) アンケート調査の結果
・ 震災により、高血圧等の慢性疾患や歯科疾患等、中断した医療があった。
・ 食事回数は保たれていたが、喫煙や飲酒については、震災後に摂取量の増えた人が若干名見られた。
・ 比較的睡眠時間は確保されていたが、 <u>睡眠障害が疑われる人の割合は 42.5%と、一般の人に比べて高くなっている。</u>
・ <u>一般の人に比べ、不安や抑うつ症状が認められる割合も高かった。</u> 震災の記憶についても、「思い出してしまう・夢に見る」、「思い出すと動揺する」とした人が3割を超えた。

(注) 厚生労働省の公表資料に基づき当省が作成した。

表6-1(1)-③ 関係府省における東日本大震災の被災者及び被災者を支援する業務に従事する者の心の健康の維持に関する施策の実施状況

(単位:千円)

担当府省	被災者及び支援者の心の健康の維持に関する施策の実施状況	施策の目的	被災者の心の健康維持		当初予算額	補正予算額	24年度以降の実施予定等	24年度予算額	備考
			被災者の心の健康維持	支援者の心の健康維持					
内閣府	<p>避難所生活が長引く中で被災者及び支援者に対する心のケアについての対策が重要であるとの観点から、各都道府県自殺対策主管課に対し、「東日本大震災に係る地域自殺対策緊急強化基金の活用について」(平成23年4月6日付け事務連絡)を发出し、各地方公共団体が平成23年度において地域自殺対策緊急強化基金により実施を計画した事業について、不要不急の事業を見直し、被災者支援に対する基金の活用について幅広く検討を行うよう依頼</p> <p>平成23年7月8日に開催した全国自殺対策主管課長等会議において、被災者支援等への同基金の活用について周知</p>	被災者、支援者に対する心のケアの対策	○	○	0	3,700,000			【第3次補正予算】 東日本大震災の影響は被災地域や被災者の避難先地域を始め、経済情勢の激変や社会不安の増大を通じて全国に広がっており、自殺対策を取り巻く状況は一段と厳しさを増していること等を踏まえ、平成23年度3次補正予算により同基金に37億円を積み増し
警察庁	<p>心のケアに関するリーフレット「ほっと安心手帳」を独立行政法人国立精神・神経医療研究センターのPTSD専門の医師の監修により平成23年4月に第1弾として20万部作成し、被災地を中心に、被災者及び支援者向けに配布</p> <p>また、9月に第2弾を20万部、3月に第3弾を20万部それぞれ作成</p> <p>被災3県(岩手県、宮城県及び福島県)の警察職員の惨事ストレス対策として、警察庁から外部の臨床心理士等を派遣し、ストレス対処法の指導、個別面接を実施</p>	同上	○	○	0	0	24年度以降は実施しない予定	0	【当初予算】 平成23年度当初予算から財源を手当て

担当府省	被災者及び支援者の心の健康の維持に 関する施策の実施状況	施策の目的	被災者の 心の健康 維持	支援者の 心の健康 維持	当初予算額	補正予算額	24年度以降 の実施予定 等	24年度 予算額		備考
総務省	平成 23 年5月5日から、被災3県(岩手県、宮城県及び福島県)を重点対象として、地元からの派遣要請に基づき、心のケアに関する専門家チーム(緊急時メンタルサポートチーム)を 16 件(岩手県5件、宮城県6件、福島県5件)派遣し、被災地の消防職団員を対象として、惨事ストレスの講義及び個別面談を実施	メンタルヘルスの向上 被災地において災害対応に従事する消防職団員の心のケアの健康管理を支援		○	2,137	18,863	24年度以降も引き続き実施予定		3,344	【第3次補正予算】 「東日本大震災復興・復興に係る消防職団員の惨事ストレス対策に要する経費」として、「専門家の派遣」と「惨事ストレスセミナー等の開催」を一括計上されている(各施策単独での予算額は不明)。
	平成 23 年 12 月から、被災3県(岩手県、宮城県及び福島県)及び全国各ブロックにおいて、「惨事ストレスに係るセミナー及び個別相談会」を開催。 <開催実績> ① 平成 23 年 12 月 12 日：岩手県会場 ② 平成 23 年 12 月 21 日：宮城県会場 ③ 平成 24 年 1 月 11 日：北海道会場 ④ 平成 24 年 1 月 20 日：福島県会場 ⑤ 平成 24 年 2 月 16 日：東京都会場 ⑥ 平成 24 年 2 月 24 日：大阪府会場 ⑦ 平成 24 年 3 月 6 日：福岡県会場 ⑧ 平成 24 年 3 月 9 日：愛知県会場 ⑨ 平成 24 年 3 月 16 日：広島県会場	被災3県の消防職団員をはじめ、全国 44 都道府県から派遣された緊急消防援助隊等を対象に、惨事ストレスに対する理解を深めるとともに、その対策等を広く学ぶ			0	18,863	24年度以降は実施しない予定			
	各都道府県消防主管課及び東京消防庁・政令指定都市消防本部に対し、「東北地方太平洋沖地震で現場活動に従事した消防職員の惨事ストレス対策について」(平成 23 年 3 月 23 日付け事務連絡)を発生し、各消防本部において災害現場活動に従事した消防職員の身体的・精神的ケアについて留意する内容のほか、惨事ストレス対策の参考情報として、惨事ストレスに関する冊子(注)等の紹介 (注) 財団法人全国消防協会の機関誌「ほのお」(平成 21	現場活動に従事する消防職員に惨事ストレスの発生が危惧されることから、各消防本部に対し、消防職員の惨事ストレスケアの実施の必要性等について周知		○	0	0	24年度以降は必要に応じて実施する予定			

担当府省	被災者及び支援者の心の健康の維持に 関する施策の実施状況	施策の目的	被災者の 心の健康 維持	支援者の 心の健康 維持	当初予算額	補正予算額	24年度以降 の実施予定 等	24年度 予算額		備考
法務省	<p>年8号)の別冊として作成された、消防職員が受けるおそれのある惨事ストレスについての基本的知識や対処方法等について記載した冊子「もうひとつの闘い～語る事ができない消防士～」及び消防職員の家族向けの冊子「消防士たちの惨事ストレス 家庭用手引き」</p> <p>法テラスにおいて、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び各地の弁護士会、司法書士会と共催し、弁護士・司法書士による無料の電話相談を実施</p> <p><開催実績></p> <p>① 東日本大震災電話相談(平成23年3月23日～9月22日)</p> <p>② 東日本大震災山台電話相談(平成23年4月11日～10月7日)</p> <p>③ 東日本大震災岩手電話相談(平成23年5月23日～9月30日)</p> <p>④ 東日本大震災被災者・避難者支援司法書士無料電話相談(平成23年4月18日～6月30日)</p>	<p>民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を基 本理念とする総合法律 支援構想を具体化する ことを目的とした 総合法律支援法(平成 16年法律第74号) に基づき実施。</p>	○		16,553,882	0				【予算】 左記の各施策は、日本 司法支援センター の運営費交付金でま かなわれているが、運 営費交付金は、日本 司法支援センターの 業務運営に必要な経 費として一括計上され ている(各施策単独で の予算額は不明)。
	<p>法テラスにおいて、上記電話相談における相談内容を 中心に編集した「法テラス・東日本大震災相談 実例Q&A集」を10万部作成し、被災自治体(宮城 県、福島県、岩手県、茨城県及び栃木県)等に配布 するとともに、ホームページにも掲載</p>	同上	○		16,553,882	0	24年度以降 も引き続き 実施予定	16,402,350		
	<p>法テラスにおいて、平成23年11月1日から、コー ルセンターにフリーダイヤル「震災法テラスダイヤ ル」を設置し、震災に起因するトラブルについて、問 題解決に役立つ法制度や相談窓口等の情報提供 を実施</p>	同上	○		16,553,882	0	24年度以降 も引き続き 実施予定	16,402,350		
	<p>法テラスにおいて、宮城県本吉郡南三陸町、亘理 郡山元町、東松島市及び岩手県上閉伊郡大槌町に 出張所を開設し、関係機関と連携協力の上、弁護士</p>	同上	○		16,553,882	0	24年度以降 も引き続き 実施予定	16,402,350		

担当府省	被災者及び支援者の心の健康の維持に 関する施策の実施状況	施策の目的	被災者の 心の健康 維持	支援者の 心の健康 維持	当初予算額	補正予算額	24年度以降 の実施予定 等	24年度 予算額		備考
	被災者及び支援者の心の健康の維持に 関する施策の実施状況 による無料法律相談、各種専門家(司法書士、行政 書士、社会保険労務士、社会福祉士、土地家屋調 査士、建築士、税理士)による無料相談を実施 避難所、仮設住宅等を訪問するなどして、被災者 の心のケアを含めた人権相談を実施	震災に伴って生起す る様々な人権問題(原 発事故に伴う風評に 基づく差別的取扱い、 いじめ等)に対処する とともに、新たな人権 侵害の発生を防止す るため、被災者の心の ケアを含めた人権相 談に対処	○		0	4,000	平成24年度 は取組を引 き続き実施 し、それ以 降も、その 後の状況に 応じ、取組 の見直し・強 化等を検討		【第3次補正予算】 「震災に伴う人権擁 護活動事業」として一 括計上されている(当 該施策単独での予算 額は不明)。	
	スクールカウンセラー等を教育委員会や幼稚園、 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支 援学校等へ派遣するなど、被災した幼児児童生徒・ 教職員等に対する切れ目ない心のケアや必要な支 援を措置	被災した幼児児童生 徒等の心のケア、教職 員・保護者等への助 言・援助等、様々な課 題に対処	○	○		3,365,836	24年度も引 き続き実施 予定	4,702,181	【第1次補正予算】 3,014,680 千円 【第3次補正予算】 351,156 千円 【24年度予算】 復興特別会計(復興 庁)	
文部科学省	平成22年度分の「子どもの健康を守る地域専門家 総合連携事業(委託事業)」において、臨床心理士 等を3県1市に計216人(宮城県:35人、福島県:83 人、茨城県:13人、仙台市:85人。人数は延べ数。)を 派遣し、健康相談等を実施	被災した児童生徒等 に対して、心のケアを 含む健康相談等を行 う	○		56,213	0	24年度以降 の実施予定 なし		平成22年度予算の 執行範囲内で対応	
	各教育委員会等に対し、「被災地域からの児童生 徒の受入れに関する各種情報の紹介について」(平 成23年4月13日事務連絡)及び「被災児童生徒を 受け入れる学校における諸問題等の防止の取組に	被災した児童生徒が 受けた心身への多大 な影響や慣れない環 境への不安感等を教	○		0	0	24年度以降 の実施予定 なし			

担当府省	被災者及び支援者の心の健康の維持に 関する施策の実施状況	施策の目的	被災者の 心の健康 維持	支援者の 心の健康 維持	当初予算額	補正予算額	24年度以降 の実施予定 等	24年度 予算額	備考
	被災者及び支援者の心の健康の維持に 関する施策の実施状況 ついて(平成23年6月20日付け文部科学省初等 中等教育局児童生徒課長通知)を发出し、被災地 からの児童生徒の受入れにあたり、心のケアや当該 児童生徒を温かく迎えるための指導上の工夫などを 行い、いじめなどの問題を許さず、当該児童生徒の 学校生活への適応が図られるよう、必要な指導を行 うなどの特段の配慮を要請 また、各教育委員会等に対し、「東日本大震災で 被災した子ども達への支援について」(平成23年11 月4日付け事務連絡)を发出し、修学旅行などの特 別活動等において被災地の児童生徒と行き合わせ た場合等においても、科学的根拠の無い配慮に欠 ける発言は厳に慎み、被災地の状況や放射線につ いての正しい知識をもとに、被災地の児童生徒に対 して温かく接するよう日常的に必要な指導を行うな ど、格別の配慮を要請	職員が十分に理解し、 当該児童生徒の学校 生活への適応が図ら れるよう、必要な指導 を実施							
	各教育委員会等に対し、「児童生徒等の心のケア の充実について(依頼)」(平成23年4月14日付け 事務連絡)を发出し、被災した学校、被災児童生徒 を受け入れた学校における児童生徒等の心のケア の充実、心のケアに関する指導参考資料の活用等 について依頼	児童生徒が災害等 に遭遇して強い恐怖 や衝撃を受けた場合、 その後の成長や発達 に大きな障害となるこ とがあるため、児童生 徒の発達段階、地域 やそれぞれの学校の 実情、特性に応じて効 果的な心のケアを行う	○		0	0	24年度以降 の実施予定 なし		
	PTSDの原因、主な症状、予防と早期発見のため に、対応のポイント等を記載したリーフレット「子ども の心のケアのためにーPTSDの理解とその予防ー」	災害時等における子 どもの心のケアに関す る基本的な対応等の	○		41,027	0	24年度以降 の実施予定 なし		【当初予算】 平成23年度当初予 算で対応(内数)

担当府省	被災者及び支援者の心の健康の維持に 関する施策の実施状況	施策の目的	被災者の心の健康 維持		当初予算額	補正予算額	24年度以降 の実施予定 等	24年度 予算額	備考
			被災者の心の健康 維持	支援者の心の健康 維持					
	被災者及び支援者の心の健康の維持に 関する施策の実施状況 (保護者用)を5県1市(岩手県、宮城県、福島県、茨 城県、千葉県及び仙台市)に計1,100,194部、3県1 市(長野県、三重県、高知県及び大阪市)に計 1,159,294部配布 また、災害や事件・事故発生時 における子どもたちの心のケアの体制づくり、危機発生 時における健康観察の進め方、子どもたちの心のケアに 関する対応事例、自然災害時における心のケアの 進め方、新潟県中越沖地震に関する調査結果と考 察等を記載した冊子「子どもたちの心のケアのため」に 災害や事件・事故発生時を中心に「(注)を5県1 市(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県及び 仙台市)に計 6,385部、3県1市(埼玉県、長野県、 高知県及び札幌市)に計 8,055部配布 (注)平成15年度に作成した教員用参考資料「非常災害 時における子どもたちの心のケアのために(改訂版)」の改 訂を行ったもの。平成22年7月作成	理解を促進							
	1,080名の教職員定数の加配措置を実施(平成23 年4月及び6月)	当該学校の児童生 徒が複数の施設に分 散している学校におけ る教師による巡回指導 等、被災した児童生徒 に対する必要な教育 支援を実施	○		1,566,649,000	0	24年度も引 き続き同数 程度の定数 改善を予定	2,200,000	【当初予算】 平成23年度当初予 算から財源を手当て (内数)
	学校・教育委員会関係者、児童福祉担当者を対象 として、「被災地の子どもに対するこれからの心のケ ア等の取組を考える協議会」を開催 <開催実績> ① 平成23年9月21日:宮城県 ② 平成23年10月14日:福島県 ③ 平成23年11月17日:岩手県	震災直後から半年 が経った時期におい て、今後の子ども達の心 のケア等に取り組む教 員等の理解・連携を深 めるとともに、文部科 学省としての被災地へ	○		0	0	24年度以降 の実施予定 なし		

担当府省	被災者及び支援者の心の健康の維持に 関する施策の実施状況	施策の目的	被災者の 心の健康 維持	支援者の 心の健康 維持	当初予算額	補正予算額	24年度以降 の実施予定 等	24年度 予算額		備考
	被災地域における「非常災害時の子どもの心のケアに関する調査」を実施	支援内容を説明し、その普及を図る 子どもの心の健康状態の確な把握や、子どもの心の健康状態に応じた行政、学校等の適切な対策を図るための基礎資料を得るための調査を実施	○		0	0	平成24年度予算に計上	39,108		
	相談が多数寄せられることが予想される県(岩手県、宮城県、福島県)のメンタルヘルス対策支援センターの相談員を増員し、メンタルヘルス対策に関する総合相談、訪問支援等を実施(「メンタルヘルス対策支援センター」を契約変更して実施)	職場のメンタルヘルス対策の促進等を図り、労働者の健康障害を防止	○		18,597					【第1次補正予算】
	働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」にメール相談コーナーを設置し、専門家がメール相談に対応(「メンタルヘルス・ポータルサイト」こころの耳」事業)を契約変更して実施)	同上	○			6,930				【第1次補正予算】
厚生労働省	児童福祉に関する専門職種の者が、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携を図りながら、避難所等の被災児童が生活する場において相談・援助を行い、被災前の生活や心理状態を取り戻すための支援を実施(安心こども基金の積み増し)	東日本大震災により被災した子どもたちを支援	○			2,719,800	「安心こども基金」を平成24年度末まで積み増し、延長			【第1次補正予算】 【第4次補正予算】
	岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対し、「子どものこころのケアに関する児童精神科医の派遣協力について」(平成23年5月24日付け事務連絡)等を発出し、子どもの心のケアに関する児童精神科医の被災地への派遣について周知するとともに、児童	子どものケアについて、専門性の高いニーズに対応	○		0	0				

担当府省	被災者及び支援者の心の健康の維持に 関する施策の実施状況	施策の目的	被災者の心の健康 維持		当初予算額	補正予算額	24年度以降 の実施予定 等	24年度 予算額	備考
			被災者の心の健康 維持	支援者の心の健康 維持					
	被災者及び支援者の心の健康の維持に 関する施策の実施状況 福祉、母子保健の主管部局と精神保健福祉主管部 局との連携等について周知								
	被災地において継続的に心のケア及び精神医療 を行うチームを配置し、被災者の精神保健面での支 援を実施	被災地において今 後 PTSD の症状の長 期化、生活への不安 等も重なりつつ病や不 安障害が増大すること が考えられることから、 中長期的な対応を行う とともに、被災者の生 活の避難所から仮設 住宅や自宅への移行 に伴い、より広い範囲 で、個別対応を行う	○	○	0	2,833,000			【第3次補正予算】 平成 23・24 年度は、 「障害者自立支援対策 臨時特例基金」の積み 増しにより、23 年度 3 次補正を用いて実施
農林水産省	被災地において、仮設住宅入居者等が利用でき る農園において、農村高齢者による技術指導の下 で被災者の農作業を通じた心身のケアを行う、以下 の取組を支援 ○ 高齢者等が農作業をしやすい営農環境の整備 ○ 農園の実践活動 ○ 農村高齢者による農業技術指導の実施	被災地において、 仮設住宅入居者等が 利用できる農園にお いて、農村高齢者によ る技術指導の下で被 災者の農作業を通じ た心身のケアを行う取 組を支援	○	○		83,952		12,531	平成24年度 実施 平成23年度補正(第3 号)予算から措置
国土交通省	被災地である仙台地区の航空局職員等の心のケ アが必要であるとの認識から、仙台地区の宿舎等に 精神科医を巡回させ、職員及び家族のカウンセリン グを実施した。また、追加措置として、職員及び家族 の心のケアのため、電話カウンセリングも実施	支援者に対する心の ケアの対策		○	0	0	24年度以降 は、通常の カウンセリン グにて対応		

担当府省	被災者及び支援者の心の健康の維持に 関する施策の実施状況	施策の目的	被災者の心の健康 維持		当初予算額	補正予算額	24年度以降 の実施予定 等	24年度 予算額	備考
			被災者の心の健康 維持	支援者の心の健康 維持					
	第二管区海上保安本部管内に勤務する海上保安庁職員、及び被災地に派遣された海上保安庁職員を対象として、発災1週間後及び1カ月後に惨事ストレスチェックを実施し、心的外傷性ストレス症状高危険者に対して、臨床心理士による個別カウンセリングを実施	同上	5府省 21 施策	○	58,350	12,644,163	24年度も引き続き実施 予定	6,905,525	
	8府省 27 施策		5府省 21 施策		58,350	12,644,163		6,905,525	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「被災者の心の健康維持」欄に「○」印を付したものは、当該施策が東日本震災の被災者の心の健康の維持を行うための施策として実施しているものを表す。また、「支援者の心の健康維持」欄の「○」印を付したものは、当該施策が被災者を支援する業務に従事する者の心の健康の維持を行うための施策として実施しているものを表す。

3 「当初予算額」欄は、平成 23 年度当初予算において当該施策が予算計上されているものについてその金額を記載している。予算計上されている事業のうちの一部の施策として実施しており、当該施策のみの金額が不明である場合は、予算計上されている事業の全体額を記載した上で下線を付している。なお、これについては予算額の合計には計上していない。

4 「補正予算額」欄は、平成 23 年度補正予算において当該施策が予算計上されているものについてその金額を記載している。予算計上されている事業のうちの一部の施策として実施しており、当該施策のみの金額が不明である場合は、予算計上されている事業の全体額を記載した上で下線を付している。なお、これについては予算額の合計には計上していない。

5 「24 年度以降の実施予定」欄は、当該施策の 24 年度以降の実施予定等を記載しており、24 年度予算に計上している場合、「24 年度予算額」欄に予算額を記載している。予算計上されている事業のうちの一部の施策として実施している場合は、当該施策のみの金額が不明である場合は、予算計上されている事業の全体額を記載した上で下線を付している。

6 「備考」欄には、各施策に係る予算等に関する補足的な説明事項等を記載している。

表6- (1)-④ 「東日本大震災に係る地域自殺対策緊急強化基金の活用について」(平成23年4月6日付け各都道府県自殺対策主管課あて内閣府自殺対策推進室事務連絡)

東日本大震災に係る地域自殺対策緊急強化基金の活用について

自殺対策の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今回の東日本大震災を受けまして各自治体におかれましては、被災者の心のケア等の様々な施策についての取組がなされていることと存じ上げます。

被災者の受け入れ、生活支援はもちろんですが、避難所生活が長引く中で被災者、支援者に対する心のケアについての対策が重要であると考えます。被災地はもちろん、被災者を受け入れている都道府県におかれても地域自殺対策緊急強化基金(以下「基金」という。)を被災者支援について積極的に活用することが期待されます。

つきましては、今年度計画された事業のうち不要不急の事業を再度見直した上で、以下の運用例を参考に、被災者支援に対する基金の活用について幅広く検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、先般全国自殺対策主管課長等会議でお伝えしました平成22年度基金事業実績(見込み)係数登録につきましては、平成23年4月28日(木)を提出期限としておりましたが、これにつきましては、震災支援策等を優先していただきたいため、平成23年6月30日(木)までに延長いたします。

また、平成23年度事業計画を変更する場合には、変更計画書の提出が必要となりますが、まずはその旨の連絡をしていただくこととし、変更計画の提出時期については適宜ご相談ください。

【運用例】

- 被災者、支援者に対する心のケア等の対面型相談支援事業
- 被災者、支援者に対する心のケアに関する電話相談事業
- 被災者、支援者に対する心のケアに関する研修会実施等の人材養成事業
- 被災者、支援者に対する相談窓口周知のチラシ配布等の普及啓発事業
- 心のケアの準備に関する臨時職員の人件費、避難所における娯楽費、イベント運営費等の強化モデル事業

(注) 下線は当省が付した。

表6-(1)-⑤ 被災者の心のケア支援事業の概要

所管	厚生労働省社会・援護局
事業の目的	被災地において、今後PTSDの症状の長期化、生活への不安等も重なりうつ病や不安障害が増大することが考えられることから、中長期的な対応が必要であり、また、被災者の生活が避難所から仮設住宅や自宅に移行していくと、より広い範囲で、個別対応が必要となるため、被災地において継続的に心のケア及び精神医療を行うチームを配置し、被災者の精神保健面での支援を行う。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉士、作業療法士等による専門職チームにより、心のケアの必要な被災住民に対して自宅及び仮設住宅への訪問、相談対応 ○ 被災した精神障害者、医療的支援が必要な被災者に対して、病院を拠点とした訪問診療、訪問看護 ○ 被災者の心のケアに関して統括するセンターを各県に1箇所ずつ設置し、各専門職チーム及び保健師チームの活動によって被災住民の心のケアに関するデータを得る。全国的な拠点としての「災害時心のケア研究・支援センター（仮称）」を設置し、得られたデータをここで集積、分析し、各チームへ情報提供、技術支援を行う。 <p>※ 被災県が実施主体として事業を実施し、国が事業実施に係る経費を補助する。</p>
予算額	2,833,000千円（平成23年度～平成24年度）

（注）厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

表6- (1)-⑥ 東日本大震災の被災県における自殺予防対策の取組状況及び今後の課題等

被災県名	取組状況、課題等の内容
岩手県	<p>1 取組状況等</p> <p>岩手県では、東日本大震災の発生発災直後から、全国から派遣された「心のケアチーム」を、県内で震災の影響が大きかった沿岸部の4保健所の管轄区域内の7市町村に配置（注1）し、避難所や仮設住宅等の巡回訪問、支援者への支援活動等を行ってきており、平成23年9月からは、震災直後は、約30チームが被災地域での活動を行っていたが、平成24年2月6日現在、9チームが活動している状況となっている。</p> <p>（注1）宮古保健所（宮古市、山田町）、大船渡保健所（大船渡市、陸前高田市）、釜石保健所（釜石市、大槌町）の各管轄区域内には、「心のケアチーム」が派遣されているが、久慈保健所（野田村）の各管轄区域については、岩手医科大学のチームが支援活動を行っている。</p> <p>同県では、「心のケアチーム」が避難所や仮設住宅等に直接出向いて行っていた活動を更に充実させ、今後も引き続き被災者に対する長期的・継続的な心の健康の維持を行うことができるよう、平成23年9月から順次、上記7市町村それぞれに、相談機能と診察機能を担う拠点として「震災こころの相談室」を設置している。（注2）県が把握している「心のケアチーム」による相談・診察件数（平成23年3月11日～24年1月11日）は、9,318件となっており、県では、不眠、不安・恐怖、抑うつ症状などを訴える者が多くなっているとしている。</p> <p>（注2）「心のケアチーム」の全国からの派遣は、平成24年3月31日までである。</p> <p>同県では、平成24年度以降、「震災こころの相談室」が担う機能のうち相談機能については、看護師、臨床心理士等による専従スタッフにすべく、24年2月15日、「岩手県こころのケアセンター」（注3）を設置し準備を進めているほか、同センターの下に、「地域こころのケアセンター」を県内4箇所を設置する予定であり、計5つのセンターについては、各センターに10名程度の専従スタッフを配置する予定となっている。</p> <p>（注3）「岩手県こころのケアセンター」のスタッフは岩手医科大学から派遣されており、所長1名（精神科教授）、副所長1名（講師）、事務スタッフ数名（大学病院事務局と併任）の体制となっている。</p> <p>2 今後の課題等</p> <p>「震災こころの相談室」が担う機能のうち診察機能については、仮設住宅設置期間中の1～3年程度は既存の内科病院に「震災ストレス外来」を設置して対応し、いずれは精神科等の病院に戻していくことを想定しているが、同県では、i）岩手県は全国的にみて医師（特に精神科医）、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門家が不足しており、これら専門家の確保が困難であること、ii）「震災ストレス外来」の機能に係る経費の手当ての見込みが立っていないことが今後の課題となっているとしている。</p>
宮城県	<p>1 取組状況等</p> <p>宮城県では、平成23年4月に内閣府から各都道府県に対して発出された「東日本大震災に係る地域自殺対策緊急強化基金の活用について」（平成23年4月6日事務連絡）に従い、平成23年度に地域自殺対策緊急強化基金を活用して行うこととしていた事業のうち、市町村及び民間団体等に対して補助を行う事業以外の事業については取りやめ、その分を東日本大震災による被災者への支援</p>

の財源として活用することとした。具体的には、同基金を活用して、災害救助法が適用できない在宅で避難している者への訪問支援を実施している。

同県では、被災者の心の健康の維持、関係機関への技術的支援、人材育成・研修など総合的な心の健康の維持を長期的に推進する拠点として、平成 23 年 12 月 1 日、仙台市内に「みやぎ心のケアセンター」(注 1)を設置しており、平成 24 年度以降は、医師、臨床心理士を増員して同センターの体制を強化するとともに、石巻市内、気仙沼市内にそれぞれ 1 箇所ずつ、「地域心のケアセンター」を設置することとしている。

(注 1)「みやぎ心のケアセンター」は、センター長 1 名(精神科医)、副センター長 1 名(精神科医)の 2 名の非常勤職員と、精神保健福祉士 4 名、保健師 1 名、事務 1 名の 6 名の常勤職員の体制となっている。

「みやぎ心のケアセンター」は、県内で活動する保健師等の支援者がスムーズに活動できるよう支援していくことを最優先としているため、現在は、被災者等から直接相談を受け付ける業務は実施していないが、相談の電話がかかってくることもあり、その場合は対応しているとしている(相談件数等の集計は行っていない)。同県では、「みやぎ心のケアセンター」及び「地域心のケアセンター」で被災者等から直接相談を受け付けることについて、現時点ではその段階にないが、今後検討していくかもしれないとしている。

一方、仮設住宅入居者同士が触れ合うことができる環境づくり、一人で入居している高齢者等の見回り、入居者の心の健康維持等を実施するため、仮設住宅が所在する単位(おおむね 50 世帯当たり 1 箇所)ごとに「サポートセンター」を設置しており、平成 23 年 9 月 5 日には、サポートセンターの支援のため、「宮城県サポートセンター支援事務所」を設置している。

サポートセンターは、平成 24 年 2 月 22 日現在、13 市町 49 箇所に設置され、各サポートセンターでは、社会福祉士や保健師、生活支援相談員等のスタッフ数名のほか、ボランティアスタッフも配置されており、地域の見守り活動やサロン開設、対応困難な事例の専門職へのつなぎ等、それぞれの地域の状況や要望に応じた活動を行っている。また、サポートセンター支援事務所では、サポートセンターのスタッフを対象に、被災者支援業務の基礎知識や、うつ、PTSD等の震災における依存症の問題等の知識を身につけるための「被災者支援従事者研修」を計 15 回実施しており、延べ参加人数は約 500 名となっている(平成 23 年 12 月現在)。また、サポートセンターに弁護士、ケアマネージャー、社会福祉士等を派遣し、被災者向けの総合相談会を 19 回実施している(平成 23 年 12 月現在)。(注 2)

(注 2) 宮城県では、各サポートセンターで活動するスタッフが被災者等から受け付ける相談件数等の実績や、総合相談会における相談件数等の実績の把握は行っていない。

2 今後の課題等

宮城県では、心のケアセンター及びサポートセンターにおける取組については 5～10 年間は継続予定としており、これらの拠点の運営に当たり、当面の間は「宮城県東日本大震災復興基金」(「宮城県震災復興計画」(平成 23 年 10 月)に基づく基金)を活用し、その後は、地域自殺対策緊急強化基金の活用を想定しているが、心の健康維持を行う専門職(精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師等)を継続して確保することが今後の課題であるとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 6 - (1) - ⑦ - i 被災者の心の健康を維持するための取組を行うための専門家（看護師、保健師、臨床心理士等）の配置が必要であるとする意見等

意見等の内容
<p>○ 細やかな視点で被災者を見守り、必要に応じて日常の不安・孤独感・虚無感を受け止め、支えていく支援者を増やすことが重要であり、保健師や相談員など人材の投入が必要であると考えます。また、専門家による支援だけでなく、ともに泣き、ともに語ることができる住民間の支え合いができる場所の提供ができればより望ましい。フリースペースに専門家がいて、必要時には専門家に相談でき、気楽に住民同士で話もできるという環境を整える必要性を感じる。</p> <p>○ 現地において保健師等心のケアに関わる人材を雇用し、長期的に心のケアを実施する体制整備を国としても行う必要がある。また、自殺予防に関する取組だけでなく、広く「心の健康づくり」という視点での取組を行うことが求められていると思う。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 6 - (1) - ⑦ - ii 被災者の心の健康を維持するための取組を行うための拠点の運営等に係る事業のための継続的な財政的支援が必要であるとする意見等

意見等の内容
<p>○ 自殺予防対策には長期的な取組が必要である。仮に自殺者数が単年で減ったとしても、事業の効果が出たとは言えない。現在の基金は3年で使い切りであり、継続的な取組を行うのが難しいため、広報啓発活動に偏ってしまう。本県には、新潟県中越大震災及び中越沖地震により被災した方々に対し、心のケア事業を行う『新潟県精神保健福祉協会こころのケアセンター』が設置されており、財源はそれぞれの震災の復興基金から支出されるが、中越大震災の復興基金は10年間、中越沖地震の復興基金は5年間で事業を実施することになっている。地域自殺対策緊急強化基金も、10年間といった長い期間で使えるようにしてもらいたい。</p> <p>○ 新潟県には、平成23年7月時点で東日本大震災の被災者が約7,500人おり、今後、どの程度の被災者が県内に残るかは不明であるものの、長期的な対応が必要となることから、被災者数に応じた予算的な手当てがあるとよい。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表6-(1)-⑧ 民間団体において東日本大震災の被災者の心の健康維持に関する独自の取組を行っている例

区分	取組の概要
取組例1	<p>平成23年3月28日から同年4月9日までの2週間、NTT等からの支援を受け、被災した4県（岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）からだけの相談をフリーダイヤルで受け付ける「震災ダイヤル」を設置し、全国30か所で午前8時から午後10時まで電話相談を受け付け、計1,515件の相談を受け付けている。</p> <p>また、平成23年9月11日から2年間の計画で、「第二次震災ダイヤル」を設置している。上記と同様、被災4県からの相談に限定し、受付時間は午後1時から午後8時までで実施している（平成24年3月31日までの相談実績は8,117件となっている。）。</p>
取組例2	<p>平成23年3月から、東日本大震災による被災者を支援する取組として、移動式のカフェを開設し、被災地を巡回して被災者に対する傾聴活動を実施している。</p> <p>同法人では、現在は被災地を巡回して活動しているが、今後は定点で被災者の話を傾聴する施設が必要であり、そのための行政からの資金援助が課題となっているとしている。</p> <p>※ 同法人は、自殺を示唆又は志願する者並びに自殺未遂者及び自殺者遺族に対するケアに関する事業を行い、自殺の少ない、生きやすい、明るい社会の実現に寄与することを目的として、全国54か所の相談所において、365日24時間自殺志願者からの相談を受け付けており、平成22年度の相談実績（延べ数）は、約3,000件となっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表6-(2)-① 東日本大震災における消防団員の活動等に関する調査結果（平成23年11月25日総務省消防庁）＜抜粋＞

- 1 調査対象
宮古市、釜石市、気仙沼市、石巻市及びいわき市）の沿岸部を担当した消防団の分団に属する消防団員（質問票配付数：592、回収数：471）
- 2 調査期間
平成23年10月3日～同年11月11日
- 3 調査方法
質問票を用いた無記名回答によるアンケート調査
- 4 調査結果
調査に対する回答があった消防団員（471人）のうち、ストレスやショックを感じたと回答したのは400人（84.9%）。このうち、ストレスやショックへの対策を何も行っていないと回答したのは356人（89.0%）に上っている。

(1) 震災での消防団活動によるストレスやショックについての感じ方に関する項目

（単位：分団、人）

地方公共団体名	調査対象分団数	質問票配付数	質問票回収数	震災での消防団活動によるストレス等に関する回答				
				強く感じた	感じた	少し感じた	感じていない	無回答
岩手県	宮古市	105	76	28	21	12	8	7
	釜石市	150	101	50	38	8	3	2
宮城県	気仙沼市	97	78	16	27	20	13	2
	石巻市	120	103	26	29	39	2	7
福島県	いわき市	120	113	31	38	17	15	12
計	14	592	471 (100.0)	151 (32.1)	153 (32.5)	96 (20.4)	41 (8.7)	30 (6.4)
				400 (84.9)				

（注）「計」欄の太枠で囲んだ部分は、調査に回答した消防団員のうち、震災での活動により何らかのストレスを感じたと回答した消防団員の合計人数及び回答数に対する割合を示す。

(2) 震災での消防団活動によるストレスやショックへの対応に関する項目

（単位：人）

地方公共団体名	公共機関が実施していた相談窓口で相談	医療機関を受診	何も行ってない	その他	計
岩手県	宮古市	4	52	4	61
	釜石市	3	90	1	96
宮城県	気仙沼市	1	56	5	63
	石巻市	11	82	0	94
福島県	いわき市	3	76	6	86
計	6 (1.5)	22 (5.5)	356 (89.0)	16 (4.0)	400 (100.0)

（注）「計」欄の太枠で囲んだ部分は、上表において、震災での活動により何らかのストレスやショックを感じたと回答した消防団員数（400人）並びに何も対応を行っていないと回答した人数及びストレスやショックを感じたと回答した消防団員に対する割合を示す。

（注）本表は、総務省消防庁が、平成23年10月3日から11月11日の間、被災地（宮古市、釜石市、気仙沼市、石巻市及びいわき市）の沿岸部を担当した消防団の分団に属する消防団員を対象として実施し、同年11月25日に公表した「東日本大震災における消防団員の活動等に関する調査結果＜団員向けアンケート＞」に基づき当省が作成した。なお、各表の注書きは、当省が付した。

表6-2-② 被災地に派遣された海上保安庁職員の惨事ストレスチェックの概要

	説明等
実施内容等	東日本大震災の被災地に派遣され、救助活動等の震災対応業務に従事した海上保安庁職員に対して、惨事ストレスチェック（「IES-R」及び「JCG惨事ストレスチェックリスト」）を行い、職員のストレス状態を把握
実施時期	1回目：平成23年3月18日～ 2回目：平成23年4月15日～
結果	1回目：回答者1,694人に対し、心的外傷性ストレス症状高危険者が160人 2回目：回答者2,261人に対し、心的外傷性ストレス症状高危険者が101人 ※ 心的外傷性ストレス症状高危険者：IES-R得点25点以上であった者
対応等	海上保安庁惨事ストレスアドバイザー（臨床心理士）を派遣するとともに、東北大学臨床心理相談室、各地域のメンタルヘルス専門家にも協力を依頼し、心的外傷性ストレス症状高危険者に対して個別カウンセリングを実施

（注）海上保安庁の資料に基づき当省が作成した。

表6-2-③ 被災地に派遣された自衛隊員等のメンタルヘルスチェックの概要

	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊
メンタルヘルスチェックの趣旨等	東日本大震災の被災地に派遣された隊員等を対象として、帰隊後のメンタルヘルスチェックを実施。メンタルヘルスチェックの結果、問題があるおそれがある隊員に対しては、臨床心理士等による対応を行う。		
実施時期	帰隊後1か月	帰隊直後	発災後6か月
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・東北方面隊の全隊員 ・東北方面隊以外から被災地に派遣された全隊員 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地に派遣された隊員 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地に派遣されご遺体を取り扱った隊員 ・福島第1原発付近での活動を行った隊員 ・被災部隊の隊員 ・個人的に被災した隊員 ・その他部隊長が必要と認めた隊員
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者：58,050人 ・PTSDの原因となるトラウマ症状の高リスク者が約3.3% ・うつ病等の高リスク者が約2.2% ・PTSDと確認された者はなし 	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者：6,112人 ・PTSDの原因となるトラウマ症状の高リスク者が約4.3% ・PTSDと確認された者は5名 ※うつの調査は未実施 ※平成24年3月6日現在、PTSDと確認された上記5名は全員職場復帰 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTSDの原因となるトラウマ症状の高リスク者が回答者3,319人のうち約7.5% ・うつ病等の高リスク者が回答者2,829人のうち約6.5% ・PTSDと確認された者はなし ※被災部隊等の隊員を中心に対象者を限定したため、若干数値が高く出ている。

（注）防衛省の資料に基づき当省が作成した。

表 6 - (2) - ④ 「京都府心のケアチーム」の概要及び活動実績等

○ 「京都府心のケアチーム」の概要

1 派遣期間

平成 23 年 4 月 12 日～7 月 26 日

2 派遣人数等

のべ 64 人（医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、作業療法士）

3 派遣機関

京都府（京都府精神保健福祉総合センター、京都府立洛南病院）、京都大学医学部、京都府立医科大学

4 派遣場所

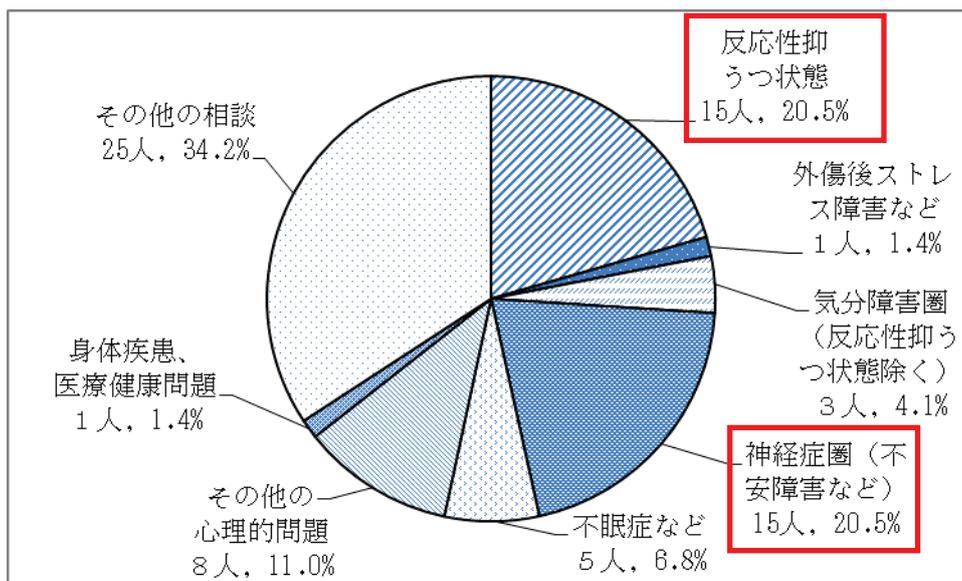
- ・ 福島県会津・南会津圏域（会津若松市、会津美里町、猪苗代町、下郷町など）
- ・ 檜葉町、双葉町、浪江町、大熊町の 1 次及び 2 次避難所、仮設住宅、臨時町役場
- ・ 会津保健福祉事務所

5 派遣目的

- (1) 被災者を多数受け入れている福島県会津地方の医療・保健機関による精神科医療態勢・精神保健業務を支援する。
- (2) 被災者の精神的問題全般に対応する。
 - ① 精神疾患、精神状態が悪化している既存患者への治療・再発予防を行う（継続診療）。
 - ② 新たに心身の不調をきたした被災者を発見し、対応を行う（スクリーニング、プライマリケア）。
 - ③ 今後発生すると思われる精神疾患、精神的不調を防ぐための対策を行う（発生予防・啓発）。
- (3) 現地で被災者支援を行っている諸職員の精神的ケアを行う。

○ 派遣活動における診断等の結果

派遣期間中に被災市町村職員 73 人に対して 149 回の診療・相談を行った結果、反応性抑うつ状態が 15 人（20.5%）、神経症圏（不安障害など）の者が 15 人（20.5%）に上った。



(注) 京都府が公表している「東日本大震災被災地支援京都府心のケアチーム活動報告書」に基づき当省が作成した。